

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ 報酬算定・運営基準

- 「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について
- 「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」
- 「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業について」

○ お知らせ

- 「福祉用具講習会のお知らせ(区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会 特別講習)」
- 「平成 28 年度主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間等について」
- 「平成 29 年度 介護職員スキルアップ研修【第 6 回 二次募集中】」
- 「訪問看護ステーションに対する個別経営相談会の募集を延長します」
- 「平成 29 年度 訪問看護にかかる支援策について」
- 「訪問看護フェスティバルのご案内(平成 30 年 1 月 13 日(土)開催)」
- 「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」の宣言事業所を募集します！」
- 「一スタイリッシュで最先端、あなたの知らない福祉の世界を体験しようー「TOKYO SOCIAL FES 2017」を開催します」
- 「福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

平成 29 年 1 月 1 日発行 第 160 号

報酬算定・運営基準

○ 「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握することに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知)が、改正され、平成 29 年 11 月 1 日(同年 10 月の福祉用具貸与分)から適用されます。

詳細につきましては、以下を御参照いただきますようお願いいたします。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html

(「介護保険最新情報 V o l . 6 0 9 (平成 29 年 10 月 19 日) ①介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて②「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について)

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593

○ 介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて

厚生労働省老健局高齢者支援課から介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コード一覧の掲載先等について、平成29年10月19日付けで事務連絡が発出されましたのでお知らせします。

1 商品ごとのコード一覧の掲載先について

商品ごとのコード一覧については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載しています。

○ 掲載先(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

福祉用具貸与事業者においては、平成29年10月の福祉用具貸与分(11月の介護給付費請求分)から、当該コードの記載が必要となりますので、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします(今後、当該コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定しています。)

なお、当該コードの記載に当たっては、誤りなく正確に記載いただくことはもとより、同一商品を複数貸与している場合も一つ一つ分けて記載いただく等といった点について、改めて御留意いただきますようお願いいたします。

2 平成29年10月1日以降に初めて貸与される新商品等の取扱いについて

TAISコードを有していない商品については、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、平成29年9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただいたところですが、同年10月1日以降に初めて貸与される新商品等については、次のいずれかの対応が必要となりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

(1)TAISコードの取得について

TAISコードについては、10月以降も随時申請の受付を行っていますので、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、TAISコードを取得される場合は、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

福祉用具貸与事業者においては、TAISコードを取得している商品か否かについて、福祉用具の製造事業者又は輸入業者に御確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで御確認の上、介護給付費明細書に該当するTAISコードを記載いただきますようお願いいたします。

(2)暫定的な商品コードの使用について

福祉用具貸与事業者において、上記TAISコードを取得していない商品を貸与する場合は、当面の間、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」(左括弧・半角)の使用を可能としますので、介護給付費明細書に当該コードを記載いただきますようお願いいたします。

なお、当該コードについては、あくまで暫定的なものであり、今後、改めてTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことを予定していますので、あらかじめ御了知いただきますようお願いいたします。

詳細は以下のホームページより御確認ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html

(「介護保険最新情報 Vol. 609(平成29年10月19日) ①介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて②「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について)

【お問合せ先】介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4593

○ 福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業について

福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）において、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記されました。

具体的には、必要な方に適切な価格で福祉用具を貸与する観点から、

- ・ 利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者説明することや、
- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務付けることが適当である

等といった内容が盛り込まれ、平成30年4月（全国平均貸与価格等の説明は平成30年10月）からの施行が予定されています。

これを踏まえ、本年度、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が、老人保健健康増進等事業を活用し、複数の商品を提示する等に当たっての必要な様式「（暫定版）ふくせん福祉用具サービス計画書」を作成し、HPに掲載しています。

「（暫定版）ふくせん福祉用具サービス計画書」リーフレット

http://www.zfssk.com/prg_data/topics/PH1506920805.pdf

また、その普及啓発に向けた、説明会が実施されますので、御参加について検討くださいますようお願いいたします。

開催日

平成29年11月21日（火曜日） 14時から

会場

TKP 品川カンファレンスセンターバンケットホール 5B

申込締切

平成29年11月10日（金曜日）

申込方法

申込書をダウンロードの上、ふくせん事務局宛てにFAXにてお申込みください。

申込書等 http://www.zfssk.com/prg_data/event/EVE_1506910104.pdf

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593

○ 福祉用具講習会のお知らせ（区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会特別講習）

主に区市町村、地域包括支援センター、介護施設等において、福祉用具の相談や適合等のサービス業務に従事する職員を対象に、実践に即した幅広い知識・技術を学べる講習会を実施します。受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申込みください。

第1回

『相談事例から学ぶ福祉用具の知識～移乗関連用具～』

講師：望月彬也リハデザイン 望月 彬也

「相談事例から学ぶ福祉用具ガイドブック」（H25年3月発行）を素材に、リフトなど移乗関連用具を体験し、利用者に適した選び方など、相談対応や用具選定の現場で知っておくべきこと、留意すべきことを学びます。受講者にはガイドブックをテキストとして配付します。

講習日時 平成29年11月17日（金）13:30～16:30 申込期限平成29年11月13日（月）

第2回

『福祉用具と住宅改修～介護保険制度の考え方～』

講師：創価大学文学部 教授 和田 光一

介護保険制度の適用、安全性の確保、ユーザーの要望等、相談支援に従事する職員に求められる知識、福祉用具の選び方、住宅改修との関係等を短時間でコンパクトに学びます。

講習日時 平成30年2月19日（月）13:30～16:30 申込期限平成30年2月5日（月）

各回定員30名 講習料各回1,000円

【お問合せ】

申込書及び詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

<http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/koushukai.html#k02>

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8514

○ 平成28年度主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間等について

平成28年度に主任介護支援専門員更新研修を修了している東京都登録の方に対し、「介護支援専門員証の有効期間等」に関する通知文（平成29年10月30日付29福保高介第1199号通知）を登録住所宛にお送りしました。

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成26年7月4日付老発0704第2号厚生労働省老健局長通知）の一部が改正され、主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者の介護支援専門員証の有効期間は、原則、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に合わせることとなりました。

平成28年度に主任更新研修を修了している東京都登録の方は、都から送付した通知文を御確認の上、必要な手続きを平成29年11月15日（水曜日）（必着）までに行っていただきますようお願いいたします。

万が一、都からの通知文が平成29年11月8日（水曜日）になっても届かない場合は、以下の問合せ先までご連絡ください。

〈他道府県登録で東京都の主任更新研修を平成28年度に修了した方〉

登録道府県と研修受講地が異なると主任介護支援専門員の管理が複雑になり、適正な管理が行われなくなる恐れがあります。主任介護支援専門員の登録を適正に管理するため、都内の事業所等で介護支援専門員の業務に従事している方は登録を東京都に移転していただくことをお勧めします。（登録移転は都内事業所等で介護支援専門員として勤務している方又は勤務先が決まっている方のみ手続きを行うことができます。）

東京都に登録移転を希望の方

以下の担当者・問合せ先までご連絡ください。

東京都に登録移転をしない方

登録道府県での手続きになりますので、登録道府県にお問合せください。

【担当者・問合せ先】

介護保険課 ケアマネジメント支援担当 : TEL 03-5320-4279（直通）

○ 平成29年度 介護職員スキルアップ研修【第6回 二次募集中】

1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指して、講義・演習を行います。

2 対象

都内に所在する介護保険事業所の介護職員として2年以上の勤務経験があり、研修受講後に事業所内での伝達研修を行える方。

※今年度より、対象を非常勤職員にも拡大しました。

※1事業所あたりの申込み人数に制限はありません。

3 定員 150名

4 受講料 無料(資料代含む)

5 申込締切 第6回 平成29年11月8日(水)
※第1回～5回は募集を終了しました。

6 申込方法 東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとかん」からお申込みください。
(<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

7 日程・会場・時間

下記一覧表のとおり

コース	1日目	2日目	3日目
第6回	(第5回・第6回合同) 平成29年12月14日(木) 9:25～17:00 (会場) 発明会館・ホール	(第5回・第6回合同) 平成29年12月15日(金) 9:30～17:00 (会場) 発明会館・ホール	平成29年12月22日(金) 9:30～17:00 (会場) 東京都社会福祉保健医療研修センター

(会場所在地)

・発明会館：東京都港区虎ノ門2-9-14(最寄駅 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅)

・東京都社会福祉保健医療研修センター：東京都文京区小日向4-1-6

(最寄駅 東京メトロ丸の内線 茗荷谷駅)

○ 訪問看護ステーションに対する個別経営相談会の募集を延長します

東京都では、都における訪問看護ステーションの経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーションの安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーションに対する経営に関する個別相談会を行っています。すでに10月18日・20日に開催したところですが、11月15日・17日開催分について、定員に若干余裕がありますので、申込期限を延長して引き続き受け付けております。この機会にぜひお申込みください。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【対象者】

- ・ 都内訪問看護ステーションの経営者・管理者・事務担当者の方
- ・ 訪問看護ステーションの開業を検討している方

【開催日時】

平成29年11月15日（水）、11月17日（金）

各回共通 10時00分 ～ 17時15分 / 各事業所 1時間

【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業＞訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/kobetusoudan.html>)

【問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

○ 平成29年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等	
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 対象分野：訪問看護・皮膚排泄ケア・認知症看護・緩和ケア	締切：11月30日(木) (※2) 上記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要</u> です	
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※1) ①研修参加時の代替(右記締切まで) ②産休・育休・介休取得時の代替(原則、随時受付)		
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業(※2)		
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込み受付中 都内9か所から13か所に拡大して実施中！ 体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください	
	東京都訪問看護教育ステーション事業 『新任訪問看護師交流会』の開催 【目的】 本交流会は、新任訪問看護師同士の交流や、経験豊富な訪問看護師の方々からの新任訪問看護師への助言等を行う事を目的に開催します。 【対象】 訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師の方 【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、 <u>下記交流会実施ステーションへFAXで直接お申込みください。</u> その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。		
	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第4回	訪問看護ステーション みけ 「いまさら聞けない？訪問看護制度のあれこれ」 講師：訪問看護ステーション みけ 管理者 椎名美恵子 氏 訪問看護認定看護師 高橋操 氏	11月10日(金)18:30～20:00 会場：訪問看護ステーションみけ 住所：墨田区向島2-10-5 第5安井ビル1階 (都営浅草線・東京メトロ半蔵門線 押上(スカイツリー前)駅(A3出口)より徒歩10分 東武スカイツリーライン とうきょうスカイツリー駅(出入口1)より徒歩12分)	訪問看護 ステーションみけ FAX 03-3626-2318 締切：11月9日 (木)17時

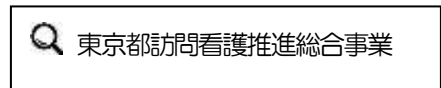
第5回	<p>河北訪問看護・リハビリステーション 阿佐谷</p> <p>「ACPって何だろう？」 ～私の場合、あなたの場合～ 講義・グループワークでACPについて学んだ後、ランチミーティング形式で和やかな意見交換会を行います！ ※当日、軽食代として500円程度の実費を徴収させていただきますのでご了承ください。</p>	<p>11月25日(土)11:00～13:00</p> <p>会場:河北総合病院南館3階 旧看護学校教室 (JR中央線阿佐ヶ谷駅より徒歩5分等) アクセス詳細は http://kawakita.or.jp/access/index.html をご覧ください。</p>	<p>河北訪問看護・リハビリステーション 阿佐谷 FAX 03-3339-2153</p> <p>締切:11月22日(水)</p>
第6回	<p>訪問看護ステーションけやき</p> <p>テーマ等は決定し次第、東京都ホームページ等でお知らせします。</p>	<p>12月14日(木)18:30～20:00</p> <p>会場:三茶しゃれなあどホール (世田谷区民会館別館) 5階 ビーナス 住所:東京都世田谷区太子堂2-16-7 (東急田園都市線 三軒茶屋駅北口より徒歩1分等)</p>	<p>訪問看護ステーションけやき</p> <p>FAX番号や締切日は東京都ホームページ等でお知らせします。</p>

上記の他、H30年2月までに3回予定しています。(第3回までは終了しました。)
詳細は、東京都ホームページ等でご案内します。

<p>訪問看護フェスティバルの開催 ※(公社)東京都看護協会へ委託して実施します。</p>	<p>H30年1月13日(土) 都庁5階大会議場 申込受付中 (締切12月15日) 詳細はホームページ等をご覧ください。</p>
---	---

※1 「訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業」のうち、**②産前産後休業、育児休業、介護休業取得時の代替職員確保支援**については、申請状況により期限を設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。


【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)



【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267 FAX : 03-5388-1425

○ 訪問看護フェスティバルのご案内(平成30年1月13日(土)開催)

都民の方や看護師等の方を対象に、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、理解促進と人材確保を図るイベントを開催します！今年は「がん」をテーマに、向山雄人院長と秋山正子統括所長に「がん患者さんを様々なステージで支える」と題して対談をしていただきます。

日時等	<p>【日時】平成30年1月13日(土曜日) 午後1時～5時まで(開場午前12時) 【場所】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場 【費用】無料 【対象】どなたでも参加可</p>
プログラム	<p>● 基調講演「対談 がん患者さんを様々なステージで支える」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 向山雄人氏 (東京がんサポーターズケアクリニック 院長) ・訪問看護師 秋山正子氏 (株式会社ケアーズ代表取締役/白十字訪問看護ステーション統括所長/暮らしの保健室室長/マギーズ東京センター長) <p>● 「生きるを支える訪問看護」</p> <p>第一部 寸劇 「家に帰りたい……ダメですか？」—あるがん患者さんの話—</p> <p>第二部 公開座談会</p> <p>登壇者：ご家族、訪問看護師、グループホーム職員</p> <p>● ミニ交流集会 「訪問看護師に聞いてみよう！仕事の実際」</p> <p>● その他 (12時～17時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示 ……医療・介護用品 (介護用ベッド、介護用食品、紙おむつ、ポケットエコーなど) ・訪問看護の紹介……活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など ・相談会 ……介護相談・進路相談・就業相談
申込方法	<p>東京都看護協会ホームページ・往復はがき・FAX から</p> <p>詳細は下記ホームページをご覧ください。</p> <p>東京都看護協会 HP ホーム > 都民の皆様へ > 訪問看護 > 訪問看護フェスティバル http://www.tna.or.jp/index.php/for_tokyoites/care_support/festival/</p> <div data-bbox="957 1624 1348 1691" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  </div>

【お問合せ先】介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267

○「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」の宣言事業所を募集します！

東京都は、本年12月から「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業」を開始します。

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害(※)分野の事業所の情報を学生や求職者に広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。(※但し、障害分野は平成30年度から実施)

1 TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業の仕組み

(1)「働きやすい福祉の職場ガイドライン」が取組の目安

働きやすい職場づくりといっても取組は様々です。そこで都は、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を策定し、このガイドラインを踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。

(2)都の新しい福祉人材情報サイトでPR

宣言事業所の情報は、事実関係を確認した上で、平成30年1月末に開設する「東京都福祉人材情報システム(仮称)」を通じて広く情報発信します。

(3)宣言の有効期間は3年

一度申請いただければ、3年間継続して「宣言事業所」としてアピールできます。3年後も簡易な申請で更新することができます。

(4)宣言事業所のメリット

- ・事業所のイメージと知名度がアップし、職員の採用が有利になります。
- ・無料職業紹介窓口で優先的に紹介いたします。
- ・「福祉のしごと就職フォーラム」に優先参加でき、特設コーナーの設置等によりPRいたします。
- ・現任職員のモチベーションを向上させ、人材の定着につながります。

2 TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業の申請について

(1)スタートアップセミナーの受講

職場宣言をお考えの事業所は、職場宣言の概要や働きやすい職場づくりのポイント等を説明するスタートアップセミナーを受講いただく必要があります。(受講無料)

【開催日時・場所】

平成29年12月14日(木)13:30~16:30

あいおいニッセイ同和損保 新宿ホール

※ なお、上記日程でセミナーに参加できない事業所を対象に、後日ビデオによるセミナーを複数回開催いたします。

(2)申請書類の提出

職場宣言のために必要な申請書類を提出いただきます。

3 その他

11月中旬を目途に、本事業の案内リーフレットとスタートアップセミナーの申込書を法人本部にお送りいたします。また、11月中旬以降、下記HPから情報提供いたしますので、ご確認ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

【問合せ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049

○ 一スタイリッシュで最先端、あなたの知らない福祉の世界を体験しようー 「TOKYO SOCIAL FES 2017」を開催します

広く都民の皆様に福祉の仕事の魅力を知っていただくため、渋谷ヒカリエで「TOKYO SOCIAL FES 2017」を開催します。

当日は、世界中で人気の暗闇エンターテイメントやVR体験に加え、最先端の福祉を紹介する盛りだくさんのステージイベントなど、どなたも楽しめる企画を実施します。是非、ご来場ください。



1 開催日時 平成29年11月19日(日)11時～18時

2 会場 渋谷ヒカリエ9階 ヒカリエホール

3 入場料等 入場無料、予約不要

4 イベント内容 (一部抜粋)

(1)ステージプログラム

- ◆ 話題の排泄予測ウェアラブル「DFree(ディーフリー)」の開発者中西敦士さんと、保育士と保護者のコミュニケーションアプリ「kidsly(キッズリー)」の開発者森脇潤一さんが、最先端のICTの活用で3Kから解放された介護と保育の職場の現在を語るトークセッション。
- ◆ 「日本一カッコイイ介護福祉士」杉本浩司さん(写真左)と「現役介護福祉士兼モデル」上条百里奈さん(写真右)が、今日の「介護」とこれからの「福祉」を二人の目線で語り合うトークショー。
- ◆ ハイセンスな音楽と映像に乗せてお送りするライブ&ダンスパフォーマンス「THE UNIVERSE」。TOKYO SOCIAL FES 2016で観客を感動の渦に巻き込んだ彼らが、今回は待望の新作を初披露します。



(2)体験プログラム

- ◆ 世界中で人気の暗闇エンターテイメント「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」がヒカリエに出現します。何も見えない暗闇で視覚以外の五感を研ぎ澄ませながら新たな世界を体験しませんか？
- ◆ VRの技術を活用して、認知症の世界を疑似体験。きっと、「あなたのことを理解したい」と感じるはずです。

(3)ワークショップ

500色の色鉛筆を使用した認知症予防お絵かき「脳が目覚めるお絵かきワークショップ」、瓶の中にする小さなお庭「テラリウム作りワークショップ」、障害がある方が働く花屋ビスターレビスターレが贈る「クリスマスリース作りワークショップ」など。

5 その他(特設サイト等)

上記のほか、2016年グッドデザイン賞を受賞した足こぎ車いす「COGY」の試乗体験やパラスポーツ体験に加え、CHALKBOY氏デザインの特製エコバッグのプレゼントなど様々な企画を実施します。

また、アンケートに回答した方1,000名限定で、介護福祉士の日常を明るくスツと笑える4コマで描いた「ハードロック介護！ TOKYO SOCIAL FES 2017 特別版」をプレゼント！

詳細はイベント公式HPをご覧ください。(URL : <http://www.tokyosocialfes.com/>)

【問合せ先】 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策担当
03-5320-4049

○ 福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から 平成30年3月31日（土曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）